

高知県

幼児教育振興  
アクション  
プログラム



平成19年



高知県教育委員会

## 目次

1	アクションプログラムの基本的な考え方	
(1)	アクションプログラム策定の趣旨	1
(2)	アクションプログラムの実施期間	1
(3)	本県の子どもをとりまく現状と課題	2
(4)	めざす幼児教育に向けて	3
2	基本方針と重点目標(取り組み・具体的施策)	4
(1)	幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育及び保育環境の充実	5
(2)	教員・保育士に求められる資質・専門性の向上	6
(3)	子どもをとりまく連携の推進	9
(4)	子育て・親育ち支援の充実	12
(5)	特別支援教育の推進	13
	参考資料	
	○幼児教育振興プログラムからアクションプログラムへ(関連図)	18
	○子育てのためのプラン	19
	○県内特別支援学校一覧	20
	○市町村教育委員会一覧	21

# 1 アクションプログラムの基本的な考え方

## (1) アクションプログラム策定の趣旨

本プログラムは、今後5年間にわたって、県教育委員会が、関係機関と共に手をつなぎ、満3歳～5歳児への幼児教育の充実を図るための総合的な実施計画です。

本県では、県教育委員会に幼稚園・保育所等の行政窓口を一本化し、「高知県幼児教育振興プログラム」を策定して、どこにいても質の高い保育・教育を受けられるようにすることや、小学校への円滑な接続をめざして取り組んできました。

この度、文部科学省が平成18年10月に「幼児教育振興アクションプログラム」を策定したことを受けて、本県でも、高知県幼児教育振興プログラムの基本理念は不易なものとして引継ぎ、より実効性のあるアクションプログラムを策定することとしました。

策定にあたっては、学識経験者、保護者、幼稚園・保育所・小学校、市町村教育員会、市町村保育主管課の関係者からなる高知県幼児教育振興アクションプログラム策定委員会で審議いただいたことをもとに、高知県教育委員会が策定作業を進めました。

本プログラムでは本県の就学前の保育・教育がさらに充実するための方針や具体的な取り組みを示し、幼児期の子どもにかかわる幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域、行政が、それぞれの役割を果たしながら、共に取り組みを進めていくことをめざしています。

各市町村においては、地域の実情に応じて幼児教育振興プログラムを作成する際、本プログラムを参考にされることを期待します。

## (2) アクションプログラムの実施期間

本プログラムの実施期間は、平成19年度から平成23年度まで



### (3) 本県の子どもをとりまく現状と課題

少子化・核家族化など近年の社会の変化は、人間関係の希薄化や地域・家庭の教育力の低下を生み、幼児期の子どもの育ちや環境に変化をもたらしています。

#### <現状>

##### 子どもの育ちについて

- 知識が増えてきた一方で、自然が豊かであるといわれる高知県でも実体験が不足し、バーチャル（仮想）の世界で遊ぶ傾向があります。
- 挫折感を体験することが少なく、失敗に立ち向かえない姿がみられます。
- 戸外で遊ぶことが少なくなり、体を使って遊ぶことが苦手になっています。
- 生活リズムの乱れや望ましい食習慣が定着していない現状があります。

##### 子どもをとりまく環境について

- 本県は共働きやひとり親の家庭が多いことや、世代間の同居率が低いなどの傾向があり、子どもへの接し方がわからないという悩みを抱える親が増えています。
- 本県の幼児教育の大きな特徴は、保育所が多数設置されていることです。  
(県内の保育所設置数は幼稚園設置数の約5倍)
- 幼稚園と保育所の行政窓口を一本化することによって、研修の体系化などに取り組んできましたが、地域間、施設間、保育者間で温度差がみられます。
- 依然として幼児教育が小学校教育に円滑に接続されていない現状があります。
- 特別支援を必要とする子どもたちを受け入れる幼稚園や保育所が増えているものの、施設の整備など支援体制が十分整っていない現状があります。

#### <課題>

- 本県のさらなる幼児教育の充実のためには、保育者一人一人が高い意識をもち、保育を開き、保育改善につながる研修に取り組むなど、保育者としての資質・専門性の向上につながる研修の充実を図る必要があります。
- 子どもたちが健やかに育つために、家庭と幼児教育関係機関が連携していくことが重要であり、地域社会の仕組みづくりが必要です。
- 一人一人の子どもの育ちを保障していくために、今後、保・幼・小の連携の充実を図ることが求められています。
- 特別支援を必要とする子どもが、どの施設でも充実した生活を送ることができるための体制が必要とされています。

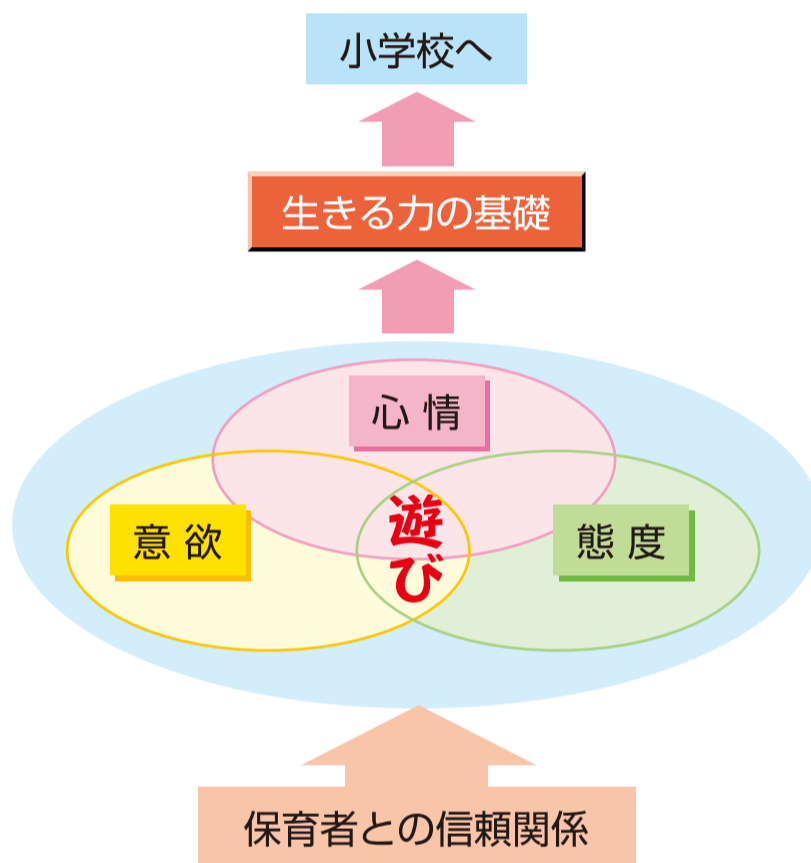


#### (4) めざす幼児教育に向けて

幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。

子どもたちは、家族や身近な大人との愛着関係\*を土台にし、遊びを中心とした生活を通して、一人一人がもっている個性やよさ、可能性を伸ばしながら、人間形成の基礎となる豊かな心情や、物事に自分からかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度など、生きる力の基礎を育むことが大切です。そして、幼児教育で培った生きる力の基礎は、小学校以降の学習や生活の基盤となり、その後の子どもの育ちを支えます。

\*愛着関係……深い愛情に基づいた信頼関係



現在、幼児教育を実施する施設は、幼稚園、保育所、認定こども園など多様になっていますが、どの園であっても、さまざまな体験を通して生きる力の基礎を身に付けていく生活を保障することが大切です。

保育者は、子どものありのままの姿をしっかり受けとめながら、楽しさや喜び、怒りや悲しさなど目に見えない子どもの気持ちを理解することが求められます。

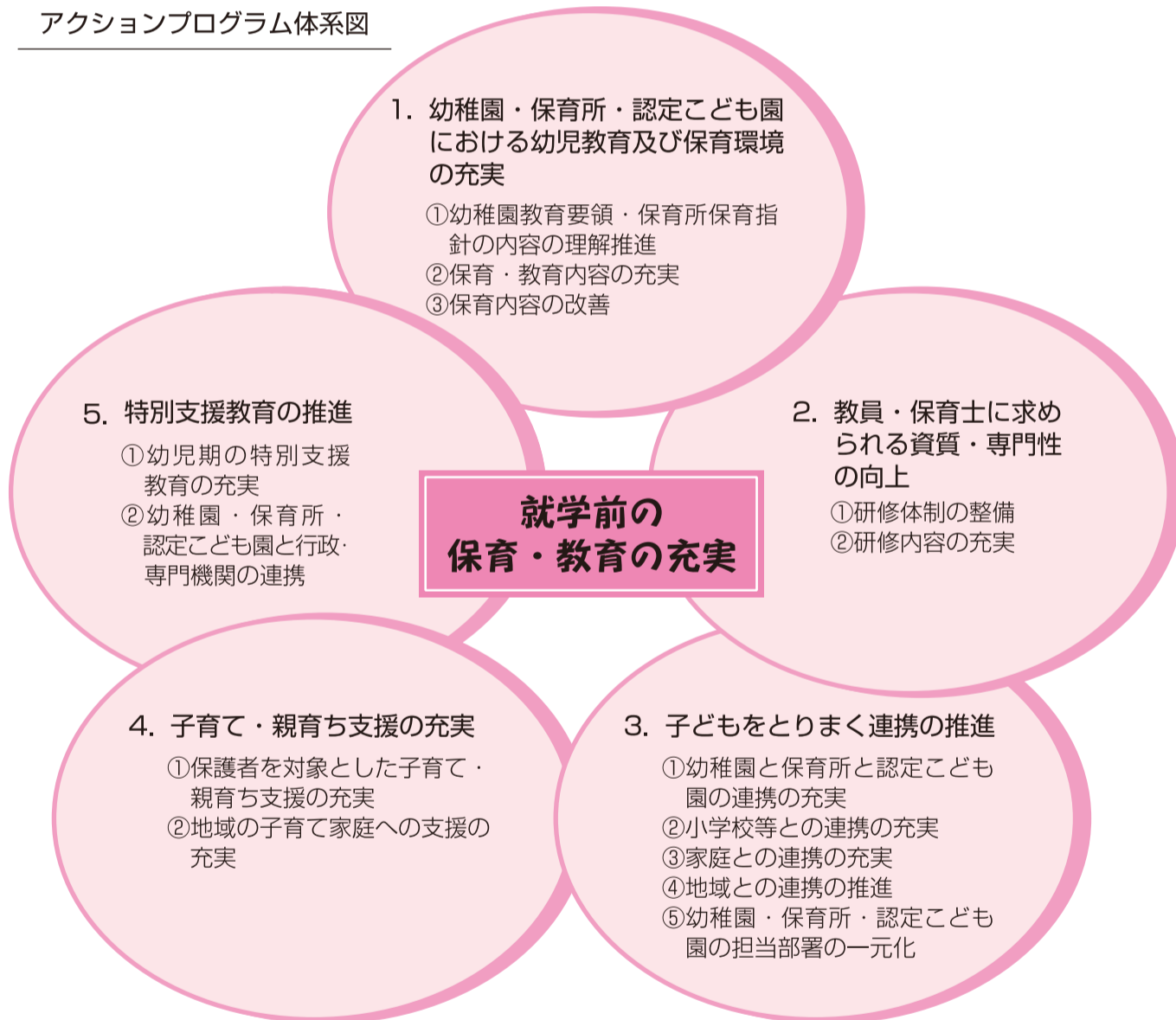
幼稚園・保育所・認定こども園では、日々の保育を評価・改善するとともに、保育を通して幼児教育の役割や機能を発揮することが、今後ますます求められます。

## 2 基本方針と重点目標(取り組み・具体的施策)

本県がめざす幼児教育の実現に向けて、下記の基本方針に基づき、重点目標と、県、県内の全ての幼稚園・保育所・認定こども園、設置主体や市町村が各々取り組むことを具体的に示しました。

1. 幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育及び保育環境の充実
2. 教員・保育士に求められる資質・専門性の向上
3. 子どもをとりまく連携の推進
4. 子育て・親育ち支援の充実
5. 特別支援教育の推進

アクションプログラム体系図



## (1) 幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育及び保育環境の充実

幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園では、遊びを通じた総合的な指導を行い、一人一人の子どもがもっている個性やよさ、可能性を引き出し、子どもたちがよりよく生きるための心の居場所づくりを支援していきます。

### 目標① 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容の理解推進

幼稚園教育要領・保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人に応じる保育・教育をめざします。

#### 県の取り組み

#### ● 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容の周知

- 幼稚園教育要領・保育所保育指針の理解推進のための研修会の実施
- 幼児教育研究協議会（都道府県協議会）の実施
- 幼稚園教育課程理解推進（中央協議会）への参加の支援

#### 設置者と幼稚園・保育所・認定こども園の取り組み

- 幼稚園教育要領・保育所保育指針と照らし合わせた保育の点検をしましょう
- 研修に積極的に取り組みましょう

### 目標② 保育・教育内容の充実

子どもの心によりそいながら、幼児期にふさわしい豊かな生活を大切にする保育を進めていきます。

#### 県の取り組み

- 教育課程・保育課程・指導計画等の研修の支援
- 幼稚園・保育所・認定こども園における園内研修の支援

#### 幼稚園・保育所・認定こども園の取り組み

- 教育課程・保育課程・指導計画等を作成しましょう
- 園内研修に積極的に取り組みましょう
  - 幼児一人一人の理解
  - 環境構成
  - 保育者の援助
  - 保護者との連携など

### 目標③ 保育内容の改善

保育・教育の質の向上のために、実践を常に振り返り、保育の充実・改善につながる評価の実施を促進します。

#### 県の取り組み

- 評価の必要性の理解推進
  - 評価のガイドラインの周知
  - 評価（自己評価・外部評価）実施の促進

#### 幼稚園・保育所・認定こども園の取り組み

- 自己評価、外部評価など、評価を実施しましょう
- 評価の結果を公表し、保育の改善に活かしましょう

## (2) 教員・保育士に求められる資質・専門性の向上

幼稚園・保育所・認定こども園が質の高い保育・教育を実践するためには、保育者の資質・専門性の向上が重要です。効果的な研修を実施すると共に、設置者と連携して研修体制の整備を図ります。

### 目標① 研修体制の整備

設置者と連携して、研修の体制の整備、幼保研修の一元化を推進します。

#### 県の取り組み

- 市町村の実態に合った研修体制の整備の支援
  - 研修の必要性の理解推進
  - 研修の機会の確保
  - 市町村で実施する研修の支援
- 自主的に研修する体制づくり
  - 地域や園のリーダー育成
  - ブロック別研修支援事業の充実\*
- 幼保研修の一元化の推進
  - 合同研修の推進

#### 設置者と幼稚園・保育所・認定こども園の取り組み

- 市町村ぐるみで積極的に研修に取り組みましょう
- 園内で研修に参加できる体制をつくりましょう
- 県や市町村内外の研修に参加し、他のよい実践に学びましょう

※ブロック別研修支援事業……県内を15のブロックに分け、近隣の幼稚園・保育所の教員・保育士が保育を公開し、研究協議を行う。



## 目標② 研修内容の充実

幼稚園・保育所・認定こども園の体系的な研修を実施すると共に、設置者と連携して、県や各地域の幼児教育の課題に応じた研修を支援します。

### 県の取り組み

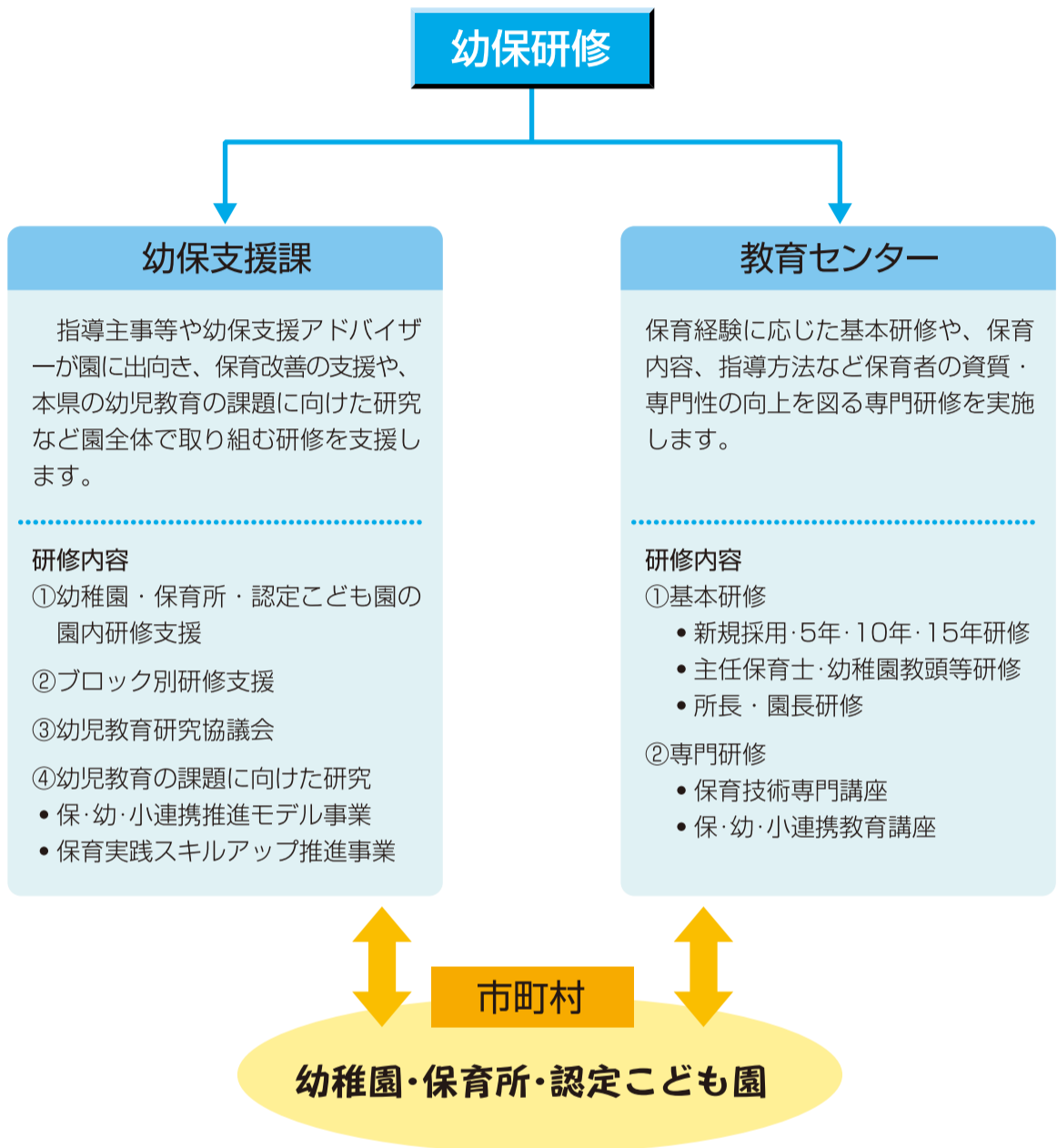
- 体系的な研修の実施
  - 保育経験に応じた基本研修の実施
  - 保育内容、指導方法など専門的な研修の実施
- 幼児教育の課題解決に向けた研修の実施
  - 園内研修の支援
  - 事例研修・子育て支援研修会の実施
  - 研究モデル事業の実施
  - 保護者との連携を図るための研修

### 設置者と幼稚園・保育所・認定こども園の取り組み

- 園の課題を見出し、必要な研修を実施しましょう
  - 幼児理解
  - 教材研究など
- 公立幼稚園・保育所間での人事交流を推進しましょう



### 県の幼保研修の体系図



### (3) 子どもをとりまく連携の推進

幼児の生活は家庭、幼稚園・保育所・認定こども園、そして地域社会と連続的に営まれています。少子化、核家族化等の急激な社会の変化に伴い、家庭や地域において、人間関係が希薄化し、子育てしにくい環境になっていることが幼児教育の大きな課題です。

社会全体で子どもを育てていくという観点に立って、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、学校、地域社会が一体となって、互いの立場を尊重・理解して、それぞれがもつ役割や機能を十分に発揮できるように、互いに支え合う仕組みづくりを進めます。

#### 目標① 幼稚園と保育所と認定こども園の連携の充実

設置者に理解を求めると共に、教員・保育士が相互に保育について理解を深め、子どもの豊かな経験につながる連携の推進に努めます。

##### 県の取り組み

- 合同研修の推進
  - ・ 園経営、保育内容、保育方法の改善に関する合同研修の実施
- 相互理解の推進
  - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の連携の推進

##### 設置者と幼稚園・保育所・認定こども園の取り組み

- 子ども、教員・保育士の交流や施設設備の共用化を進めましょう

#### 目標② 小学校等との連携の充実

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携・交流の機会を充実し、相互理解の推進に努めます。

##### 県の取り組み

- 相互理解の推進
  - ・ 合同研修の支援
- 育ちや学びの連続性を考えた交流の推進
  - ・ 相互の育ちにつながる交流の推進
  - ・ 日常的・継続的な交流の推進
- 幼児教育の課題解決に向けた研究の実施
  - ・ 保・幼・小連携推進モデル事業

**幼稚園・保育所・  
認定こども園と  
小学校等の取り組み**

- 保育・教育内容、指導方法の相互理解を図りましょう
- 交流活動を充実しましょう
  - 幼児・児童の交流活動を推進しましょう
  - 中高生の保育・子育て体験を推進しましょう
- 年間指導計画に位置付けましょう

**目標③ 家庭との連携の充実**

「開かれた園づくり」を進め、幼稚園・保育所・認定こども園の保育を通して、家庭との連携の充実に努めます。

**県の取り組み**

- 保護者との連携を図るための研修【再掲】
- 「開かれた園づくり」の推進
  - 園の経営方針や教育・保育方針の周知の推進
  - 保護者の保育参観・保育参加・保育参画の必要性の周知

**幼稚園・保育所・  
認定こども園の取り組み**

- 一人一人の子どものよさや課題を、保育者と保護者が共通理解して、その子ならではの育ちを大切にしましょう
  - いつでも誰でも「参観」しやすい機会を提供しましょう
  - 子どもを知る、園を知る「参加」の機会を提供しましょう
  - 保護者の力が発揮できる「参画」の機会を提供しましょう

※保育参加……参観するだけでなく、保育に主体的に参加しながら、子どものことを理解する  
※保育参画……保育者の補助的な役割を通して、子どものことを理解する



#### 目標④ 地域との連携の推進

園を開いて、地域の人々やボランティアなどが幼児教育を支える仕組みづくりに取り組みます。

##### 県の取り組み

- 幼児教育を支える仕組みづくりの推進
  - 開かれた園づくりの推進【再掲】
  - 先進事例の情報提供

##### 各地域での取り組み

- 地域の関係機関と連携しましょう
  - 市町村保育主管課、福祉事務所、保健所・保健センター、児童相談所、児童福祉施設、老人クラブ、青年団、医療機関、学校、教育委員会、警察など
- 地域の人材に協力してもらいましょう
  - 地域ボランティア
  - 保育・育児の経験者
  - 学生

#### 目標⑤ 幼稚園・保育所・認定こども園の担当部署の一元化

市町村における担当部署の一元化と、幼児教育の充実に向けた政策プログラム等の策定を支援します。

##### 県の取り組み

- 市町村における担当部署の一元化の支援
  - 幼児教育に関する相談窓口の明確化
  - 地域における教育・保育サービスに関する情報の提供
- 市町村における幼児教育政策プログラム等の策定・実施の支援

##### 市町村の取り組み

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の窓口を一本化しましょう
- 幼児教育推進のための政策プログラムをつくりましょう



#### (4) 子育て・親育ち支援の充実

子育て家庭を支援していくために、幼稚園・保育所・認定こども園の場の活用や、保育者の専門性を生かして、子どもたちがよりよく成長するための子育て支援を推進します。

また、保護者が保護者として成長する場を提供することが大切です。

市町村と連携して、地域における子育て・親育ち支援の充実に努めます。

##### 目標① 保護者を対象とした子育て・親育ち支援の充実

子どもがよりよく成長するための子育て支援を推進するとともに、子どもとかわり、子育ての楽しさを実感する親育ち支援の充実に努めます。

###### 県の取り組み

- 子育て支援のあり方の理解推進
  - ・ 幼稚園の預かり保育・保育所の延長保育の内容の充実
  - ・ 「子育てのためのプラン」(19P参照)の周知
  - ・ 子育て支援アドバイザーによる支援
- 子育て支援に関する研修の支援

###### 設置者と幼稚園・保育所・認定こども園の取り組み

- 幼稚園の預かり保育・保育所の延長保育の内容の充実を図りましょう
- 幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援センターでの相談の充実を図りましょう
- 保護者どうしの交流を推進しましょう
  - ・ 空いた保育室や園舎、園庭等を活用しましょう

##### 目標② 地域の子育て家庭への支援の充実

幼稚園・保育所・認定こども園が地域の子育て支援のセンター的役割を果たせるよう支援します。

###### 県の取り組み

- 幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援センターにおける子育て支援の充実
  - ・ 「子育てのためのプラン」の周知 【再掲】
  - ・ 子育て支援アドバイザーによる支援 【再掲】
  - ・ 子育て支援に関する研修の支援 【再掲】
- 子育て情報の提供の実施

**市町村と幼稚園・保育所・認定こども園・地域子育て支援センターの取り組み**

- 未就園の子どものいる家庭を支援しましょう
  - 就園や子育てに関する相談や情報提供をしましょう
- 子どもや保護者どうしの交流を推進しましょう
- 関係機関（保健師、民生委員など）と連携しましょう
- 子育て経験者や高齢者等の地域の人と協力しましょう

**(5) 特別支援教育の推進**

保育・教育においては、障害がある、ないにかかわらず、どの幼児もかけがえのない存在として大切に受けとめ、一人一人の特性を大事に育てていくことが重要です。

特別な支援を必要とする子どもが、早期からの適切な支援のもと充実した園生活を送るために、相談・支援体制の整備を推進します。

**目標① 幼児期の特別支援教育の充実**

子ども一人一人の特性を大切にし、どの子にとっても楽しく充実した生活を保障していきます。

**県の取り組み**

- 幼稚園・保育所・認定こども園への支援
  - 養育や就園・就学についての情報提供やコンサルテーション\*
  - 専門的役割を果たす教員・保育士の研修の充実

**市町村と幼稚園・保育所・認定こども園の取り組み**

- 特別な支援を必要とする幼児に対する理解を深めましょう
- 子どもや保護者と信頼関係を結びましょう
- 園全体の協力体制をつくりましょう

※コンサルテーション……相談。協議。



目標② 幼稚園・保育所・認定こども園と行政・専門機関の連携

幼稚園・保育所・認定こども園、行政・専門機関が連携し、支援体制の充実に努めます。

県の取り組み

- 養育や就園・就学についての情報提供やコンサルテーション【再掲】
  - 教育・医療・保健・福祉・労働などの関係者が連携し、相談・支援体制を充実
- 個別支援プログラム作成のための研究

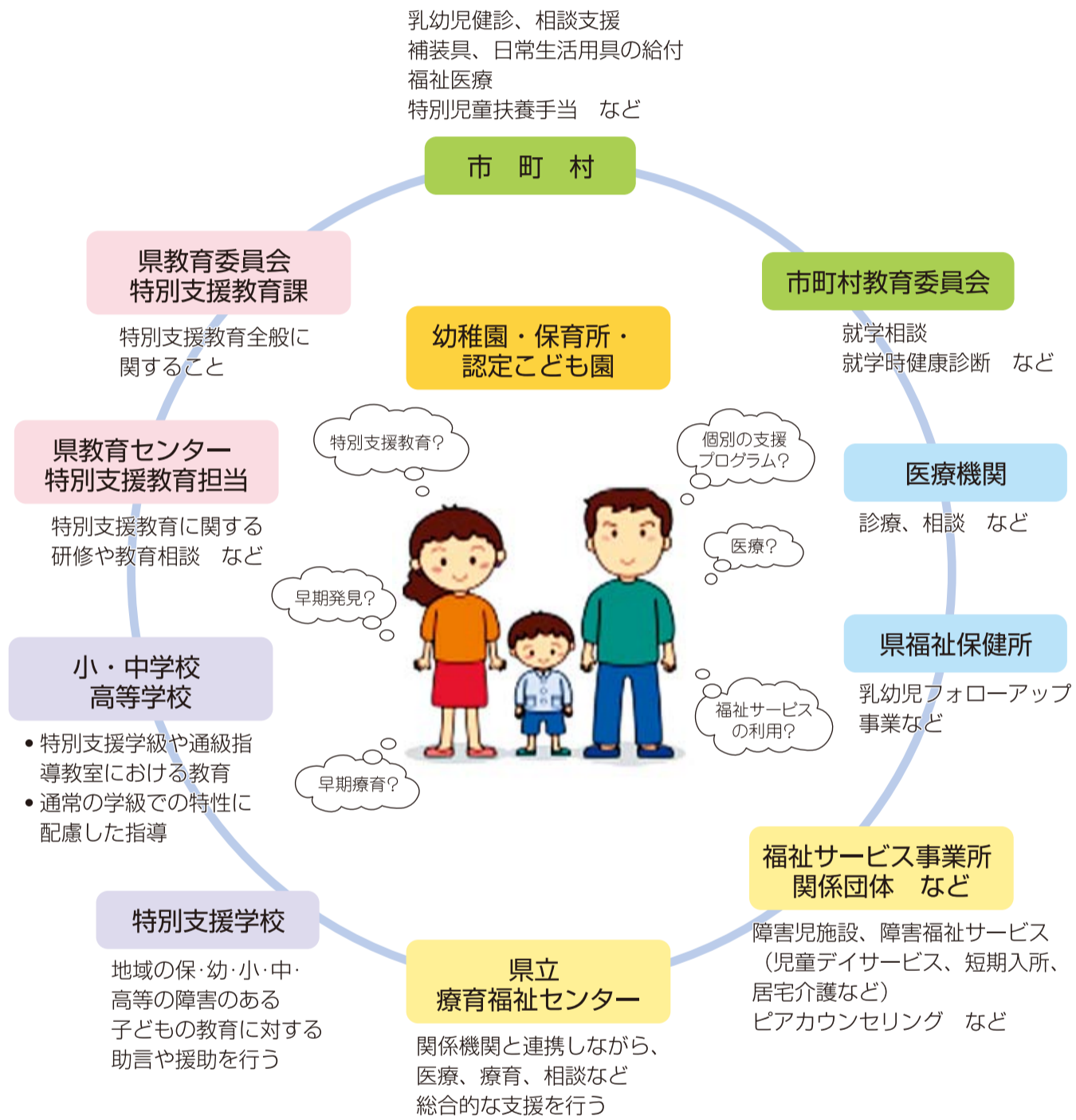
市町村と幼稚園・保育所・認定こども園の取り組み

- 園と行政や専門機関は連携して、その子の育ちにとって必要な支援が受けられるようにしましょう。
- 保護者の情報交換を推進しましょう
- 親子で参加できる体験交流の機会をつくりましょう





障害のある子どもやその心配がある子どもとその家族に対する支援の輪  
 - 関係機関の連携 -



**県立療育福祉センター** 住所 高知市若草町10-5  
ホームページ <http://www.pref.kochi.jp/~ryouikuhukusi>

心身の発達に障害があったり、その心配がある子どもとその家族のために、関係機関と連携しながら必要な支援を行うほか、関係機関に対して情報提供や助言等を行う総合的な施設です。

**診療・リハビリテーション**  
整形外科・リハビリテーション科  
精神科・小児科・歯科（要予約）  
医療部外来 電話：088-844-5400

**肢体不自由児の療育・支援**  
肢体不自由児施設  
短期入所・日中一時支援（要予約）  
（いずれも肢体不自由児に限る）  
医療部病棟 電話：088-844-0023

**相談・判定**  
障害やその心配がある子どもに関する事  
身体障害や知的障害に関する事  
相談育成部 電話：088-844-0035  
088-844-4477

**発達障害児・者の療育・支援**  
発達障害者支援センター  
相談支援・発達支援・就労支援・啓発  
児童デイサービス  
自閉症児通園  
発達支援部 電話：088-844-1247  
088-844-1246

**難聴幼児の療育・支援**  
難聴幼児通園施設  
きこえの相談・早期発見支援  
難聴幼児通園部 電話：088-844-3456  
FAX：088-844-3777

**県教育委員会 特別支援教育課** 住所 高知市丸ノ内1-7-52  
ホームページ <http://www.kochinet.ed.jp/tokubetsushien/>

電話やメールなどで直接お尋ねください。内容によって相談できるところを紹介したり、制度や手続きについて説明したりします。

電話：088-821-4741 FAX：088-821-4547

特別支援教育全般に関する事  
県立特別支援学校に関する事  
発達障害等の子どもの支援体制の整備に関する事

特別支援教育についての  
国や県の制度に関する事  
障害のある子どもの就学に関する事

**県教育センター 特別支援教育担当** 住所 高知市大津乙181  
ホームページ <http://www.kochinet.ed.jp/center/>

- 園内研修や個別の教育相談の要請に応じています。研修の希望は、直接連絡して申し込んでください。
- 教育相談は市町村教育委員会を通じて申し込んでください。
- 保護者や教員、保育士からの電話相談も受け付けています。

電話：088-866-7378 FAX：088-866-0074

発達の遅れや障害のある子どもの教育  
や発達検査に関する事  
小・中学校の特別支援学級や特別支援  
学校での指導に関する事

発達の遅れや障害のある子どもの支援  
や指導方法に関する事  
特別支援教育についての園内研修や校  
内研修に関する事

### 市町村教育委員会

連絡先については21・22ページを参照

就学先として考えられる学校等に関する情報を提供しながら、保護者や幼稚園・保育所とっしよに適切な就学先を検討します。

※高知市は高知市教育研究所…特別支援教育班で就学・就園の相談や助言などの支援を行っています。

障害のある子どもの就学に関すること

障害のある児童生徒の小・中学校等での学習に関すること

小・中学校の特別支援教育に関すること

### 特別支援学校

連絡先については20ページを参照

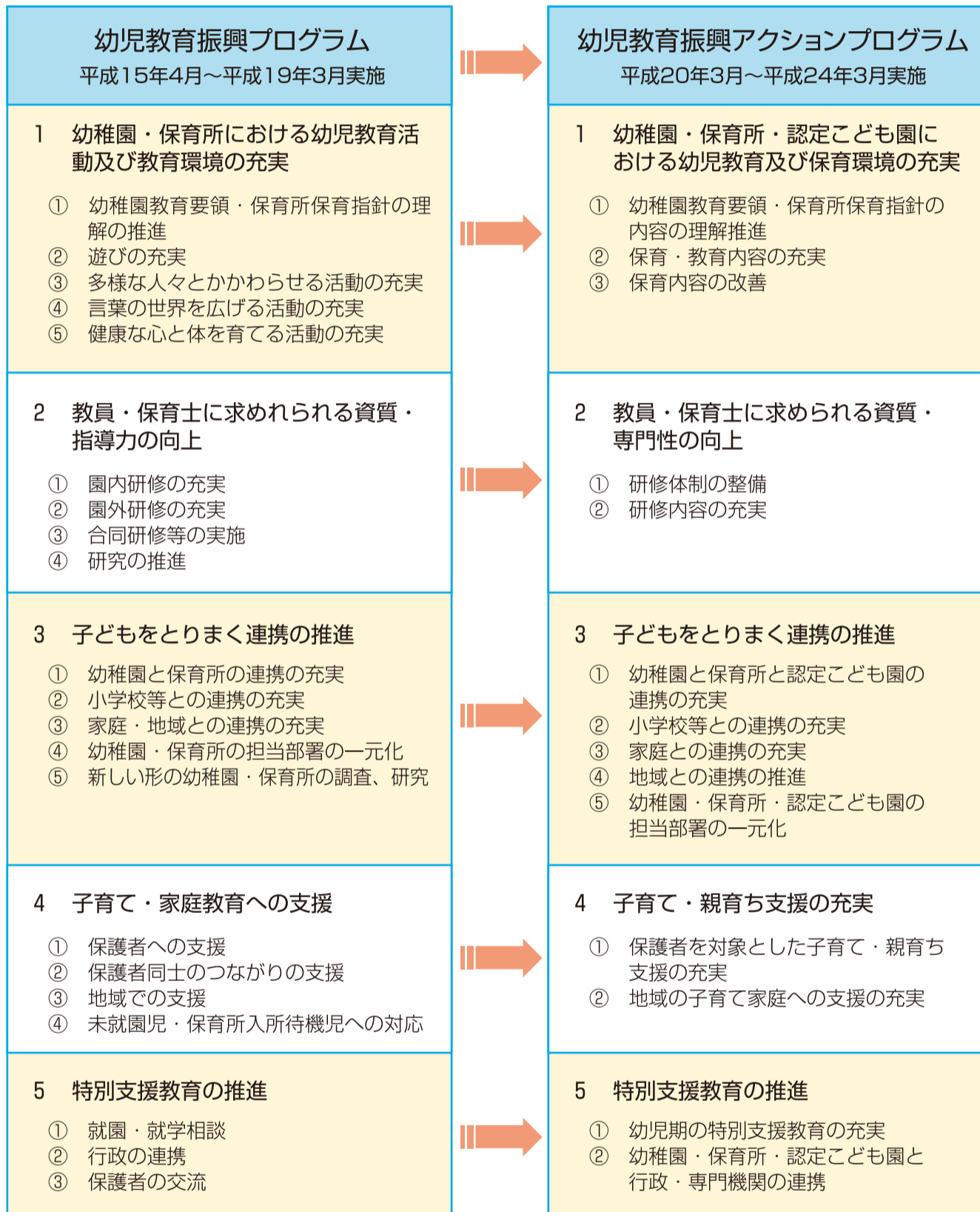
- 学校の情報が欲しい場合や学校見学、体験入学などへの参加、学校を訪問しての相談は随時受け付けています。直接学校にご連絡ください。
- 教育相談は、市町村教育委員会を通じて申し込んでください。

各特別支援学校が対象とする障害種別の教育や指導方法に関すること

幼稚園・保育所、小・中学校等における障害のある幼児・児童生徒への対応や指導に関すること



幼児教育振興プログラムからアクションプログラムへ(関連図)



子育てのためのプラン 平成15年【高知の子どもの「育ち」・「学び」のために(提言)】より

年 齢	子どもの育ち (子どもの育ちには個人差があります)	大人のかかわり
0歳児	<p><b>愛着を形成するころ</b></p> <p>&lt;愛着とは身近な大人との強い信頼関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な大人との強い信頼関係にもとづいて、情緒が安定する</li> <li>笑う、泣くという表情の変化や体の動きなどで自分の欲求を表現する</li> </ul>	<p><b>とことん愛しましょう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛情豊かな大人との応答的なかわりが人格形成の基盤となるので、子どもの欲求を十分に満たして信頼関係を築きましょう</li> <li>子どもの発育には個人差があることを自覚しましょう</li> <li>生活リズムを確立させましょう</li> </ul>
1歳児	<p><b>探索活動のころ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身の回りのものを自由にいじって遊ぶ</li> <li>まわりに対する好奇心や関心をもつ</li> <li>自分の思いを親しい大人に伝えたいという欲求が高まる</li> </ul>	<p><b>気長に見守りましょう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分で何かをしようとしているときには、大人を困らせることがあっても温かく見守り、厳しく叱らないで他に興味を向けましょう</li> <li>甘えたい気持ち(大人への依存要求)を十分満たしてやりながら、自発性の芽生えを大切に育てましょう</li> </ul>
2歳児	<p><b>運動能力と言葉が伸びるころ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分にもできるという気持ちが芽生える</li> <li>かんしゃくを起こしたり、反抗したりする(自我の順調な育ち)</li> <li>言葉の数が増える</li> </ul>	<p><b>ほめればのびます</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分でしようとする気持ちを大切に、できたときには十分にほめることによって、自分にもできるという気持ち(有能感)を育てましょう</li> <li>根気よく他の子どもとのかかわり方を教えましょう</li> <li>反抗したりするときには厳しく叱らないようにしましょう</li> </ul>
3歳児	<p><b>依存から自立に向かうころ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>友達と遊ぶことが楽しくなる</li> <li>「なぜ」「どうして」などの質問が活発になる</li> <li>自分がして欲しいこと、困ったことを言葉で訴える(自己主張の芽生え)</li> </ul>	<p><b>一人立ちを応援しましょう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自我が発達してくるが、自分の気持ちをうまく表現したり、行動に表したりできないときもあるので、子どもの気持ちを優しく共感的に受けとめましょう</li> <li>子どもの興味や自発性を大切にしましょう</li> </ul>
4歳児	<p><b>自我が形成されるころ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分のしたいことをはっきり言う(自己主張)</li> <li>自分の気持ちを抑えたり、我慢したりできるようになる(自己抑制)</li> <li>思いやりやいたわりの気持ちをもつ</li> </ul>	<p><b>友達とのけんかも学びです</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>友達と一緒に行動することを喜ぶ一方で、友達との関係で悩む時期でもあるので、子どもの気持ちを共感的に受けとめ、葛藤を乗り越えられるように支えましょう</li> <li>友達とのけんかを体験しながら、時には自分の主張を抑制すると、楽しく遊べることに気付かせましょう</li> <li>共感したり励ましたりすることによって、相手を気遣う気持ちを育てましょう</li> </ul>
5歳児	<p><b>社会性が形成されるころ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団の中で自己主張をしたり相手の立場を考えたりしながら行動する</li> <li>してよいことや悪いことが分かり、自分なりに考えて行動する</li> <li>創意工夫を重ねて遊びを発展させる</li> <li>まかせられた仕事を、責任をもって果たそうとする</li> </ul>	<p><b>いろんな人とかかわらせましょう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いろんな人とのかかわりの中でけんかなどが起きても、自分たちで解決しようとする姿を見守りましょう</li> <li>自分なりに考えて、納得のいく理由で、ものごとの判断ができるように、必要に応じてかかわりましょう</li> <li>子どもの気持ちを温かく受けとめ、十分に自己を発揮して活動できるようにしましょう</li> </ul>

幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域で共に取り組みましょう

- 1 子どものありのままの姿を受けとめましょう
- 2 遊びの重要性を再認識しましょう
- 3 生活リズムや基本的な生活習慣の基礎を培いましょう
- 4 思いやりの心を育てましょう

県内特別支援学校一覧

(平成20年3月1日)

障害種別	設置者	学校名	所在地 (電話番号)(FAX番号)	設置学部 (学科)	関連福祉施設等
視覚障害	県	盲学校	〒780-0926 高知市大膳町6番32号 TEL 088-823-8721 FAX 088-873-9643	幼、小、中 高(普通科、保健医療科) 高専(医療科)	
聴覚障害	県	高知ろう学校	〒780-0972 高知市中万々78番地 TEL 088-823-1640 FAX 088-823-1752	幼、小、中 高(普通科、産業技術科) 高専(産業技術科)	
知的障害	県	山田養護学校	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1361番地 TEL 0887-52-2195 FAX 0887-52-0031	小、中、高(普通科)	知的障害児施設 南海学園
		日高養護学校	〒781-2151 高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889-24-5306 FAX 0889-24-5308	小、中、高(普通科)	
		中村養護学校	〒787-0010 四万十市古津賀3091 TEL 0880-34-1511 FAX 0880-34-1625	小、中、高(普通科)	知的障害児施設 わかふじ寮
	市	高知市立養護学校	〒780-0945 高知市本宮町125番地 TEL 088-843-0579 FAX 088-840-9796	小、中、高(普通科)	
	国	高知大学教育学部附属 特別支援学校	〒780-8072 高知市曙町2丁目5番3号 TEL 088-844-8450 FAX 088-844-8458	小、中、高(普通科)	
	私	光の村養護学校 土佐自然学園	〒781-1154 土佐市新居2829 TEL 088-856-1069 FAX 088-828-6570	中、高(普通科) 専(普通科)	知的障害児(者)施設 わかぎ寮(たかぎ寮)
肢体不自由	県	高知若草養護学校 (本校)	〒781-0303 高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088-894-5335 FAX 088-894-2965	小、中、高(普通科)	
		子鹿園分校	〒780-8081 高知市若草町10番26号 TEL 088-844-1837 FAX 088-844-6847	小、中	療育福祉センター
		国立高知病院分校	〒780-8077 高知市朝倉西町1丁目2番25号 TEL 088-843-1819 FAX 088-844-6651	小、中、高(普通科)	重症心身障害児施設 国立病院機構高知病院
		土佐希望の家分校	〒783-0022 南国市小籠105 TEL 088-863-3882 FAX 088-863-5454	小、中、高(普通科)	重症心身障害児施設 土佐希望の家
		中村養護学校 幡多希望の家分校	〒788-0782 宿毛市平田町中山867-6 TEL 0880-62-2151 FAX 0880-62-2152	小、中、高(普通科)	重症心身障害児施設 幡多希望の家
病弱	県	高知江の口養護学校 (本校)	〒780-0062 高知市新本町2丁目13番51号 TEL 088-823-6737 FAX 088-873-9275	小、中、高(普通科)	高知赤十字病院
		高知大学医学部 附属病院分校	〒783-0043 南国市岡豊町小蓮 TEL 088-866-8624 FAX 088-866-8625	小、中 ※病院内設置	高知大学医学部附属病院
		高知若草養護学校 国立高知病院分校	〒780-8077 高知市朝倉西町1丁目2番25号 TEL 088-843-1819 FAX 088-844-6651	小、中、高(普通科)	国立病院機構高知病院

## 市町村教育委員会一覧

(平成20年3月1日現在)

	市町村・組合名	住 所	郵便番号	電話番号
市	高 知 市	高知市鷹匠町2-1-43	780-8571	088-823-9478
	室 戸 市	室戸市浮津25-1	781-7185	0887-22-5141
	安 芸 市	安芸市矢ノ丸1-4-40	784-8501	0887-35-1021
	南 国 市	南国市大桶甲2301	783-8501	088-880-6568
	土 佐 市	土佐市高岡町甲2017-1	781-1192	088-852-7463
	須 崎 市	須崎市山手町1-7	785-8601	0889-42-5291
	宿 毛 市	宿毛市長田町3番80-11号 宿毛市役所西庁舎	788-0004	0880-63-1102
	土佐清水市	土佐清水市天神町11-2	787-0392	0880-82-1116
	四 万 十 市	四万十市右山五月町8-22	787-0012	0880-34-5445
	香 南 市	香南市夜須町坪井270-3	781-5601	0887-57-7521
香 美 市	香美市土佐山田町岩積365-1	782-0017	0887-53-1081	
安 芸 郡	東 洋 町	東洋町大字生見758-3	781-7414	0887-29-3037
	奈 半 利 町	奈半利町乙1659-1	781-6402	0887-38-8188
	田 野 町	田野町1456-42	781-6410	0887-38-2511
	安 田 町	安田町大字西島40-2	781-6423	0887-38-5711
	北 川 村	北川村大字野友甲618	781-6441	0887-32-1223
	馬 路 村	馬路村大字馬路443	781-6201	0887-44-2216
芸 西 村	芸西村和食甲1262	781-5701	0887-33-2400	
長 岡 郡	大 豊 町	大豊町高須231	789-0392	0887-72-0450
	本 山 町	本山町本山569-1	781-3601	0887-76-3913
	本山町土佐町 中学校組合	本山町本山569-1	781-3601	0887-76-3913
	嶺北広域行政 事務組合	本山町本山995	781-3601	0887-76-3177

	市町村・組合名	住 所	郵便番号	電話番号
土佐郡	土 佐 町	土佐町土居206	781-3401	0887-82-0483
	大 川 村	大川村中切16-4	781-3721	0887-84-2449
吾川郡	い の 町	いの町3597	781-2110	088-893-1922
	仁 淀 川 町	仁淀川町大崎460-1	781-1501	0889-35-0019
高岡郡	佐 川 町	佐川町甲356-2	789-1201	0889-22-1110
	越 知 町	越知町越知甲2562	781-1301	0889-26-3511
	中 土 佐 町	中土佐町大野見吉野127	789-1401	0889-57-2023
	栲 原 町	栲原町栲原1444-1	785-0695	0889-65-1350
	日 高 村	日高村本郷61-1	781-2194	0889-24-5115
	津 野 町	津野町力石2870	785-0595	0889-62-2258
	四 万 十 町 日高村佐川町 学 校 組 合	四万十町榊山町3-7 日高村岩目地48	786-0008 781-2154	0880-22-2594 0889-20-1518
幡多郡	大 月 町	大月町弘見2230	788-0302	0880-73-1118
	三 原 村	三原村大字来栖野580	787-0803	0880-46-2559
	黒 潮 町	黒潮町入野2089	789-1931	0880-43-1059



高知県幼児教育振興アクションプログラム  
平成20年3月発行

編集・発行 高知県教育委員会  
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52  
TEL088-821-4881 FAX088-821-4774

印刷 株式会社リーブル  
〒780-8040 高知市神田2126-1  
TEL088-837-1250 FAX088-837-1251



高知県教育委員会